

議案第20号 説明資料

幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町行政財産使用料条例 (昭和57年 3月12日 条例第8号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定する使用料の額は、別表に定める使用料算定基準に従い町長が定める額（電柱等（線路を支持するために利用するものをいう。）を設置するために土地を使用する場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に規定する金額とする。この項において「基本額」という。）とする。ただし、使用許可の期間が1月未満の土地の使用及び居住の用に供する建物又は建物のうち居住の用に供する部分の使用に係る使用料の額については、基本額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条～第6条 略</p>	<p>○幕別町行政財産使用料条例 (昭和57年 3月12日 条例第8号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定する使用料の額は、別表に定める使用料算定基準に従い町長が定める額（電柱等（線路を支持するために利用するものをいう。）を設置するために土地を使用する場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に規定する金額とする。この項において「基本額」という。）とする。ただし、使用許可の期間が1月未満の土地の使用及び居住の用に供する建物又は建物のうち居住の用に供する部分の使用に係る使用料の額については、基本額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条～第6条 略</p>